

り扱う。ただし、輸入者が前記 68-5-11 の 4 に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産品申告書は有効として取り扱う。

ホ 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が前記 68-5-11 の 4 に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。

(不備のある締約国品目証明書を取扱い)

68-5-12 の 4 締約国品目証明書の記載事項について、前記 68-5-11 の 5 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合、原則として、EPA 税率を適用することはできない。ただし、締約国品目証明書の記載事項において、以下のような不備がある場合については、当該不備を軽微な誤りとして、EPA 税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない締約国品目証明書を提出するよう指導する。

- (1) 締約国品目証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国品目証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。
- (2) 取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しであって、これら軽微な誤りが当該締約国品目証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであるとき。

(「やむを得ない特別の事由」の意義)

68-5-13 令第61条第6項に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」及び「相当と認められる期間内」の意義及び取扱いについては、次による。

(1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。

イ 送り出した国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、シンガポール協定原産地証明書の発給申請を送り出した時までに行うことができなかった場合

ロ 輸入者が送り出した者に対して契約の際にシンガポール協定原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、送り出した者がシンガポール協定原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が送り出した後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合

ハ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の送出手続に要すると認められる期間内(送り出した後10日程度の遅れ)に発給されたものは「送り出した際」に発給されたものと取り扱